

第4章

施策の展開

基本目標 1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、妊産婦や子育て家庭が感じる孤立感、子育ての負担感を減らし、安心して子育てができるよう、すべての子ども及び子育て家庭を対象とした、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要です。

妊産婦や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭を取り巻く様々な生活課題への相談等に応じ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで、出産・子育ての不安を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる仕組みをつくります。

※各事業に、関連する計画のマークを付けています。

子・子 : 第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画

次世代 : 第1期東大和市次世代育成支援行動計画

子・若 : 第1期東大和市子ども・若者計画

貧困対策 : 第1期東大和市子どもの貧困対策計画

1 子育て家庭に対する相談体制の充実

(1) ケアラー支援事業（担当課：障害福祉課）

次世代

【事業の内容】

総合福祉センターは～とふるにおいて、障害児（者）を介護している方に対して、障害の制度等についての情報提供を行うとともに、介護負担を軽減するため、相談支援や交流会等を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

事業を開始して間もないため、様々に工夫をして事業に取り組んでいます。新たに多くの方に参加してもらうために、事業内容の充実と市民への周知に努めます。

(2) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ事業・特定型）（担当課：保育課）
〈第5章（P130）参照〉 子・子

【事業の内容】

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

保育課窓口に1か所設置し、保健や看護、保育等の専門職による複数体制で常駐し、情報提供や相談・助言等を行い、子育て世帯への支援の充実を図ります。

(3) 利用者支援事業（母子保健型）（担当課：健康課）

子・子

【事業の内容】

妊婦の健康保持・増進のほか、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることで安心して出産を迎えられるように、全ての妊婦に対して面接を行い、必要に応じて情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章（P131）参照〉

(4) 子育て総合相談・専門相談（子ども家庭支援センター運営事業）

（担当課：子育て支援課）

次世代

【事業の内容】

子ども家庭支援センターで実施している子どもと家庭に関する総合相談、各種専門相談により、切れ目のない支援を目指す事業です。

福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら支援します。

【現状と今後の方向性】

子ども家庭支援センターに設置された「かるがもひろば」や「出張かるがもひろば」の保育士による子育て相談、子ども家庭支援センターの子どもと家庭に関する総合相談、専門相談員による心理相談及び少年の非行等相談など、安心して子育てができるよう、関係機関と連携した支援に努めます。

引き続き、市民への周知を図ります。

(5) 母子保健健康教育・相談事業（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

子どもの健やかな成長発達に必要な、食事や親子の関わり・遊び・生活リズム・むし歯予防などの生活習慣について、必要な知識の普及や情報提供を行う事業です。

また、妊産婦や育児中の保護者に対して、育児不安を解消し、安心して子どもの成長・発達に応じた子育てが行えるよう保健師・栄養士・歯科衛生士が個別相談を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

栄養士による離乳食講習会【初期・中後期】や幼児食講習会を行っています。

保護者の求めに応じて、随時、窓口及び電話相談を行っています。

引き続き、乳幼児期に必要な栄養摂取についての知識の普及や親と子の望ましい食生活習慣の獲得の支援に努めるとともに、妊娠・出産期、新生児期、乳幼児期を通じて母子の健康の確保に努め、保護者に丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ります。

(6) 育児相談事業（すこやか広場）（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

乳幼児期の健康・栄養・発育発達・病気などについて保健師等に気軽に相談を行って、知識を習得していただくとともに、育児の仲間づくりの場を提供しています。

また、未熟児、多胎児などの保護者に対し、専門的な情報提供や助言を行い、育児不安を解消し、交流の場を提供する事業です。

【現状と今後の方向性】

身長と体重など、計測を主な内容とするものから、子どもや保護者の特性に応じた小グループによるものまで、交流の場を提供しています。

引き続き、子育ての仲間づくりの場の充実により、子どもを生み育てるために必要な精神的負担の軽減に努め、子育てに喜びが感じられるよう努めます。

2 安心して子どもを生み育てることができる環境の整備

(1) 保育園事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

保護者が仕事などのため、日中に家庭で保育できない子ども（0～5歳児）を預かる事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章（P116～P119）参照〉

(2) 認定こども園事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

保護者の仕事の状況にかかわらず、子ども（0～5歳児）を預かり、教育・保育を一体的に行う事業です（幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です）。

【現状と今後の方向性】

〈第5章（P116～P119）参照〉

(3) 小規模保育事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

保育の必要性のある少人数の子ども（0～2歳児）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う事業です。（定員6～19人）

【現状と今後の方向性】

〈第5章（P116～P119）参照〉

(4) 家庭的保育事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

保育の必要性のある少人数の子ども（0～2歳児）を対象に、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う事業です。（定員5人以下）

保育者は、保育ママと呼ばれています。

【現状と今後の方向性】

〈第5章（P116～P119）参照〉

(5) 事業所内保育事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

会社の事業所の保育施設などで、従業員及び地域の子ども（0～2歳児）と一緒に保育を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章（P116～P119）参照〉

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（担当課：子育て支援課）

子・子

【事業の内容】

地域の子育てに関する相互援助活動を支援することにより、仕事と子育てが両立できる環境の整備及び地域住民の子育て支援と児童の福祉の向上を図る事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章（P129）参照〉

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

（担当課：子育て支援課・青少年課）

子・子

【事業の内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章（P125）参照〉

(8) 一時預かり事業・緊急一時保育事業（担当課：子育て支援課・保育課）

子・子

【事業の内容】

保護者の断続的な就労、通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に子どもの家庭保育が困難となった未就学児を、昼間、保育園や子ども家庭支援センターでお預かりする事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章（P127）参照〉

(9) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

（担当課：子育て支援課）

子・子

【事業の内容】

保護者が病気、出産等で子ども（2歳以上から12歳以下の小学生まで）の養育が困難となったときに、養育協力家庭等で子どもを一時的に預かる事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章（P124）参照〉

(10) 休日急患診療所運営事業（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

休日の小児初期救急診療を行い、休日・夜間等に開設している小児医療機関の診察案内サービスや小児救急電話相談の情報を提供する事業です。

【現状と今後の方向性】

休日急患診療所において、休日・年末年始の昼間に診療を行っています。

引き続き、子どもが健やかに育つために事業を継続するとともに、今後は、受診の目安やホームケア（家庭での看護）についての知識の普及啓発に努めます。

(11) 幼稚園事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

満3歳から小学校就学前までの子どもを預かり、幼児教育を行う事業です。
延長して預かり保育も行います。

【現状と今後の方向性】

〈第5章（P116～P119）参照〉



3 妊娠・出産・育児期の健康づくりへの支援

(1) 病児・病後児保育事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

児童が病気のため、保育園、幼稚園、小学校等に通園通学ができず、保護者の就労のために家庭保育を行うことが困難な場合に病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師、保育士が一時的に保育等を実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章（P128）参照〉

(2) 養育支援訪問事業（担当課：子育て支援課）

子・子

【事業の内容】

相談等を通じて養育の支援が必要と判断された家庭に対して助産師、保健師等を派遣し、健康観察（発育、発達、体調等）、健康管理及び育児等の助言指導を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章（P134）参照〉

(3) 母子健康手帳交付時面接事業（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

妊娠期を安心して過ごし、出産できるよう、妊娠届出時に保健師等が面接相談し、妊娠・出産・育児に関する制度や行政サービスの情報を適切に提供し、支援が必要な場合には早期から支援を開始する事業です。

【現状と今後の方向性】

妊娠届出時のアンケートに基づいて、体調や妊娠・出産への不安や困っていることなどについて確認し、必要な助言やサービスの紹介、情報提供を行っています。

引き続き、妊娠中の健康管理や生活習慣などに関する指導を行い、安心して妊娠・出産・子育てができるよう努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・新生児訪問指導事業）（担当課：健康課）
子・子

【事業の内容】

生後4か月までの乳児がいる家庭を、助産師や保健師が訪問します。

訪問者は、子育てに関する情報提供を行うとともに、保護者から育児に関する相談を受けることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てが行え、赤ちゃんが健やかに成長できるよう支援する事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章（P133）参照〉

(5) 両親学級事業（担当課：健康課）
次世代

【事業の内容】

妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児などに関し、必要な知識の普及や情報の提供、さらに親同士の交流や仲間づくりなどの支援を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

4日間1コースで、妊娠中の健康管理や、妊婦体操、出産時の呼吸法、沐浴の実習などの講義や参加者同士のグループワークを行い、仲間づくりの場を合わせて提供しています。

引き続き、土曜日の実施を継続し、安心して出産・育児ができるよう妊娠中から支援に努めます。

(6) 妊婦健診事業（担当課：健康課）
子・子

【事業の内容】

妊娠期を健康に過ごすことができるよう、妊婦健診受診票を交付し、適切な妊娠期の健康管理が行えるよう、支援する事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章（P132）参照〉

(7) 妊婦歯科健診事業（担当課：健康課）

子・子

【事業の内容】

母子健康手帳交付の際に、妊婦歯科健康診査票をお渡しし、医療機関で歯科健康診査を受診していただくことで、妊娠期の歯と口腔の健康管理を支援する事業です。

【現状と今後の方向性】

出生数（母子健康手帳発行数）の推移に沿った実施件数の減少が見込まれますが、歯科健康診査の受診により口腔環境が健康な状態で出産・育児に臨むことができるよう、歯科健診の重要性の周知に、より一層努めます。



4 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

(1) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

(1-2-(9)P61 の再掲) (担当課：子育て支援課)

子・子

〈第5章 (P124) 参照〉

(2) 子ども食堂運営補助事業（担当課：子育て支援課）

貧困対策

【事業の内容】

東京都が実施する「子供食堂推進事業」を活用し、東大和市社会福祉協議会を通して子ども食堂運営団体に補助金を支出することにより、地域の子ども食堂を支援する制度です。

【現状と今後の方向性】

市内の子ども食堂運営団体の負担軽減を図り、東大和市社会福祉協議会と連携し、利用促進及び活動の充実に努めます。

(3) 青少年対策事業（担当課：青少年課）

次世代

【事業の内容】

市内の小中学校区ごとに設置されている青少年対策地区委員会（10 地区）の実施事業に対し助成等を行い、青少年の健全育成を図るため、青少年をめぐる社会環境の浄化を目指す事業です。

【現状と今後の方向性】

青少年対策地区連絡協議会を開催し、各地区の活動の情報交換、共有を図るとともに、同会が「東やまとの青少年」を発行し、活動の周知や青少年の健全育成等の啓発を行っています。

青少年対策地区委員会、子ども達の健全育成を目指して活動している地域関係者等とともに事業の充実に努めます。

基本目標 2 ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期となる小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係職員の連携が深まる取組を進めます。

また、家庭、学校、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生き育てることの意義を学べる機会の提供などの取組を進めます。

1 家庭教育の充実

(1) 公民館事業（保育付講座・親子サロン）（担当課：中央公民館）

次世代

【事業の内容】

中央公民館等で保育付講座を実施し、乳幼児のいる保護者にも学習の場を提供する事業です。

【現状と今後の方向性】

保護者が安心して子育てができ、地域の中で孤立を防ぎ、仲間づくりができるよう、今後も継続実施に努めます。

(2) プラネタリウム投影事業（担当課：社会教育課）

次世代

【事業の内容】

乳幼児と保護者を対象とした、「ひよこプラネタリウム」を投影し、親子で星空を眺め楽しんでいただく機会を提供する事業です。

【現状と今後の方向性】

「ひよこプラネタリウム」は、年3回から4回程度開催し、好評を得ていますが、他のプラネタリウム投影の空いた投影枠で実施しているため、いつ頃、何回実施するか等の広報が十分にできない状況にあります。

引き続き、投影枠を工夫しながら、より分かりやすく広報できるよう努めます。

2 幼児教育・学校教育の充実

(1) 児童発達支援事業（担当課：障害福祉課）

次世代

【事業の内容】

就学前の障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供する事業です。

【現状と今後の方向性】

児童発達支援の利用希望者に対し、事業所の紹介や支給決定等を行っています。
様々な障害に対応できるよう市内において事業所の整備を検討します。

(2) 子ども支援員派遣事業（担当課：教育指導課）

次世代

【事業の内容】

通常の学級で特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の精神面の安定及び学校生活又は集団生活への適応を図るために、支援を必要とする児童・生徒に対して子ども支援員を派遣し、諸問題の解決を図っていく事業です。

【現状と今後の方向性】

小・中学校からの派遣要請に基づき、巡回相談員による当該児童・生徒の行動観察及び関係者に対して必要な聞き取りを行い、派遣の適否及び派遣する子ども支援員を決定しています。児童・生徒に対する必要な支援は異なることから、個別のケースに応じた柔軟な対応ができる技術が求められるため、今後も様々なケースに対しての派遣要請を見越して、巡回相談員等との連携を密にし、対応方法や技術向上のための支援体制の充実を図ります。

(3) 学習支援員事業（担当課：教育指導課）

次世代

【事業の内容】

小学校において特別な支援を必要とする児童の支援及び学級の荒れの未然防止を図るために校長が指定する特定の学年に学習支援員を配置する事業です。

【現状と今後の方向性】

特別な支援を必要とする児童の支援及び学級の荒れの未然防止、担任教員の学習補助を行い学級の学習環境を整え、学力向上を図っています。

学習支援員を効果的に活用するため、学校内の学習指導体制及び研究体制を整備し、児童が落ち着いて学習に取り組めるよう、環境の整備に努めます。

(4) 中央図書館見学会事業（担当課：中央図書館）

次世代

【事業の内容】

小学3年生及び保育園・幼稚園年長組の児童を対象に中央図書館見学会を実施し(保育園・幼稚園児童には、清原図書館でも実施)、お話し会を楽しんだり、図書館の利用方法を学び、館内案内や本を各自で借りる体験を通して、本に親しむ機会を提供する事業です。

【現状と今後の方向性】

図書館から各小学校、保育園・幼稚園に呼びかけを行い年に1回実施しています。より多くの施設に参加してもらうよう、実施体制の整備に努めます。

(5) 図書館によるお話し会・出前お話し会事業（担当課：中央図書館）

次世代

【事業の内容】

図書館全館において対象年齢ごとに、お話し会やわらべうたのお話し会を実施し、小学校等の読書週間等に小学校等に出向いて、お話し会やブックトーク等を実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

各図書館で自由に参加できるお話し会の日を設定しています。また、学校等からの依頼により、各学校等でお話し会・ブックトークを実施しています。協力ボランティアの確保に努め、話し手が継続参加できるように努めます。

(6) 郷土博物館による授業の受入れ・講師派遣・出張授業事業

（担当課：社会教育課）

次世代

【事業の内容】

学校長からの依頼により、郷土博物館職員が理科、社会科、生活科、総合的な学習のお手伝いをしています。

郷土博物館の各専門分野の職員が授業に参画することで、児童・生徒に対して、より魅力ある学習の機会を提供しています。

【現状と今後の方向性】

多くの学校は、4月のはじめに、新担任とともに打合せを行い、年間予定と学習内容を決めています。

外国語活動の導入などにより、総合的な学習の授業時数が以前に比べると少なくなりましたが、郷土博物館を利用する学校は、現状維持、あるいは微増となっています。

学校からの依頼にできるだけ対応し、学校教育との連携を図ることで、楽しくわかりやすい授業を実践できるよう努めます。

(7) プラネタリウム事業（学習投影・幼児投影）（担当課：社会教育課）

次世代

【事業の内容】

小・中学生が対象の「学習投影」、保育園・幼稚園児を対象とした「幼児投影」を実施し、子どもたちに天文に親しむ機会を提供する事業です。

【現状と今後の方向性】

引き続き、事業を適切に実施します。



3 就学前教育と小学校教育との連携

(1) 就学支援シート活用事業（担当課：教育指導課）

次世代

【事業の内容】

就学前の新一年生に「就学支援シート」を配布し、就学に向けて「就学支援シート」を通じて、就学前機関と小学校、保護者が互いに連携することを目的とした事業です。

【現状と今後の方向性】

「就学支援シート」は、お子さんの大切な情報（伝えたいことや心配なこと）などを保護者が入学予定の小学校に直接伝えることができるツールで、小学校、保護者、就学前機関との連携のために使用しています。子どもたちが、楽しく充実した学校生活を送れるよう、「就学支援シート」の活用について、引き続き周知します。



4 子どもの健全な成長への支援

(1) 児童手当支給事業（担当課：子育て支援課）

次世代

【事業の内容】

児童手当を対象者に支給し、子育て家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目指す事業です。

【現状と今後の方向性】

法令に基づき児童手当を支給しています。引き続き、経済的支援の充実を図るよう努めます。

(2) 児童扶養手当支給事業（担当課：子育て支援課）

貧困対策

【事業の内容】

児童扶養手当を対象者に支給し、ひとり親家庭や父母に一定の障害がある家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の推進を目指す事業です。

【現状と今後の方向性】

法令に基づきひとり親家庭や父母に一定の障害がある家庭を対象に、児童扶養手当を支給しています。引き続き、生活の安定と自立の促進に努めます。

(3) 児童育成手当支給事業（担当課：子育て支援課）

貧困対策

【事業の内容】

児童育成手当を対象者に支給し、ひとり親家庭や父母・児童に一定の障害がある家庭の児童の心身の健やかな成長に寄与するとともに、児童の福祉の推進を目指す事業です。

【現状と今後の方向性】

法令に基づきひとり親家庭や父母・児童に一定の障害がある家庭を対象に、児童育成手当を支給しています。引き続き、生活の安定と自立の促進に努めます。

(4) 乳幼児医療費助成事業 (担当課：子育て支援課)

次世代

【事業の内容】

乳幼児を養育している家庭に対し、健康保険が適用される医療費のうちの自己負担分を助成し、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを旨とする事業です。

【現状と今後の方向性】

乳幼児を養育している家庭に対し、医療費の助成を行っています。引き続き、子育て支援の充実を図るよう努めます。

(5) 義務教育就学児医療費助成事業 (担当課：子育て支援課)

次世代

【事業の内容】

義務教育就学児を養育している家庭に対し、健康保険が適用される医療費のうち、通院1回につき200円の自己負担分を除いた費用を助成し、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを旨とする事業です。

【現状と今後の方向性】

義務教育就学児を養育している家庭に対し、医療費の助成を行っています。引き続き、子育て支援の充実を図るよう努めます。

(6) 養育支援訪問事業 (1-3-(2)P63の再掲)

(担当課：子育て支援課)

子・子

〈第5章 (P134) 参照〉

(7) ひとり親家庭等医療費助成事業（担当課：子育て支援課）

貧困対策

【事業の内容】

ひとり親家庭等に対し、健康保険が適用される医療費のうち、非課税世帯については自己負担分を、課税世帯については一部負担金相当額を差し引いた自己負担分の金額を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする事業です。

【現状と今後の方向性】

ひとり親家庭等に対し、父母又は養育者及び児童に係る医療費の助成を行っています。引き続き、福祉の増進を図るよう努めます。

(8) 東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）

啓発推進事業

（担当課：保育課）

次世代

【事業の内容】

令和2（2020）年度に市制50周年を迎えるにあたり、未来を担う子どもたちの健やかな成長を、市民、地域、事業者及び市が相互に協力して、守り育むとともに、子どもたち自身が社会の一員として生きていける力を育めるよう、子育て環境のさらなる発展を目指し、子ども・子育てに関する「共通の理念・指針」として、東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）を制定し、周知、啓発を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

平成31（2019）年度に小・中学校の代表者と大人の代表者（東大和市子ども・子育て支援会議専門部会委員）が話し合いを行い、素案を作成するとともに、市のイベント来場者、学童保育所及び児童館の児童等へのアンケート実施や教育委員、民生・児童委員及び青少年対策地区委員会の委員から意見聴取を行いました。

令和2（2020）年度の市制50周年記念式典での発表後、事業の周知、啓発を図ります。

(9) 薬物乱用防止の普及啓発事業（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

薬物乱用防止東大和地区推進協議会が行う、青少年に薬物を乱用させない啓発事業の取組を支援する事業です。

【現状と今後の方向性】

現状は、中学校などで薬物乱用防止の講話を実施し、また、中学生を対象にポスター標語事業で表彰を行っています。

引き続き、ポスター標語など身近な事業をとおり、薬物乱用防止の正しい知識の普及啓発に努めます。

(10) 乳幼児健診事業（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

乳幼児の健康状態の確認、病気の早期発見、心身の健やかな成長と保護者の育児支援を図るため、健康診査（身体計測・医師の診察・相談等）を行い、必要に応じて経過観察健康診査を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

健康診査は、3～4か月児・6～7か月児・9～10か月児・1歳6か月児・3歳児・5歳児に対して実施しています。

引き続き、親子の健康づくりに必要な生活習慣などについて、健診時集団指導や個別相談を行い、育児支援や情報提供に努めます。

(11) 乳幼児歯科保健事業（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

乳幼児のむし歯予防や、からだ全体の健康づくりの一環として、歯科健康診査、歯科保健指導、フッ化物塗布などを行う事業です。

【現状と今後の方向性】

事業は、むし歯予防教室、スマイル（歯科卒業）教室、歯科健康診査及び歯科予防処置を実施しています。

乳幼児期の歯の健康は、その後の全身の成長に大きく影響するため、引き続き、事業の周知や利用の勧奨を図ります。

(12) 乳幼児栄養教室・親子料理教室事業（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

離乳食講習会や幼児食講習会を行い、離乳食、アレルギー食、食生活等、子どもの成長に関する知識の普及や学童期の食生活を通じた健康づくりを支援する事業です。

【現状と今後の方向性】

栄養士による離乳食講習会【初期・中後期】・幼児食講習会を行っています。

引き続き、乳幼児期に必要な栄養摂取についての知識の普及や親と子の望ましい食生活習慣の獲得の支援に努めます。

(13) 食育推進教室事業（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

子どもの発達段階に応じた健全な食生活の実践のための知識の普及、地域の食文化の継承、地元生産者との交流、食の安全などについて、講習と調理実習により知識の普及を行い、食に関する関心及び理解を深め、食を選択する力を養い、心身の健康の確保を目指す事業です。

【現状と今後の方向性】

夏休みや春休み期間に、郷土食や季節に合わせた行事食などの献立で調理実習を行っています。

引き続き、健全な食生活の実践のために、時期や季節に合った内容を実施します。

(14) 予防接種・予防接種費用助成事業（担当課：健康課）
次世代

【事業の内容】

各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、感染症の発生及びまん延を防ぐため、法令に基づき予防接種を行い、出産に伴う里帰り等で事前に申請した市外での定期予防接種の費用について、限度額の範囲内で助成を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

指定医療機関において予防接種を受けることができるよう、定期予防接種を個別通知により案内しています。

定期予防接種が増えることが予定されていることから、引き続き、保護者の随時の相談に応じ、適切な時期に必要な予防接種が受けられるよう、定期予防接種の正しい知識の普及啓発に努めます。

(15) さわやか教育相談室事業（担当課：教育指導課）
次世代

【事業の内容】

児童・生徒の教育上の諸問題に関する相談活動の充実を目指す事業です。

【現状と今後の方向性】

未就学児から高校生、その保護者等による、様々な年代における心身の健康、生活、行動、学習、進路等、幅広い問題の相談について、園や学校、関係機関等と連携して対応しています。

教育指導課訪問や教育相談連絡会等を通じて、学校や関係諸機関との連携を強化し事業の充実に努めます。

(16) サポートルーム事業（担当課：教育指導課）

次世代

【事業の内容】

不登校及び不登校傾向である児童・生徒に対し、個別・集団・訪問指導体制のもと、生活指導及び学習指導等を行い、児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた適切な指導を実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

保護者及び学校からの依頼により、不登校及び不登校傾向である児童・生徒を受け入れ、指導員及び学習指導員、スクールカウンセラーが密に連携を取りながら、個々の特性に寄り添った生活指導及び学習指導を実施しています。

通室する児童・生徒数の増加により、教室等の割り振りや指導体制が課題であると同時に、進路指導の一層の充実が必要となってきたことから、入室希望の児童・生徒に対するきめこまやかな相談及び入室後の支援を実施し、必要な支援を保護者と共に考える体制の一層の充実を図ります。

(17) スクールカウンセラー事業（担当課：教育指導課）

次世代

【事業の内容】

市内の全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を目指す事業です。

【現状と今後の方向性】

児童・生徒及び保護者に対するカウンセリングの実施とともに、授業見学において、問題を抱えている兆候のある児童・生徒の把握に努め、いじめ対策として、小学5年生、中学1年生の児童・生徒に対して、全員面接を実施しています。スクールカウンセラーの資質の向上を図るとともに、関係機関との連携を充実させることを目的に連絡協議会を年2回開催しています。様々な問題を抱える児童・生徒及びその保護者等の相談を受け、適切なカウンセリングを実施し、特に、いじめについては、未然防止が重要となるため、早期発見・対応のためにスクールカウンセラーと教員及び関係機関との連携を強化し、教育相談体制の充実に努めます。

(18) スクールソーシャルワーカー事業（担当課：教育指導課）

次世代

【事業の内容】

問題を抱える児童・生徒の状況を的確に把握し、当該児童・生徒がおかれた環境へ働きかけや関係機関とのネットワークの活用・連携により問題の改善及び軽減を目指す事業です。いじめに関する電話相談も実施しています。

【現状と今後の方向性】

不登校については、低年齢化及び長期化しており、要因も複合的であるため、原因を特定することは困難です。多様な問題を改善させるために、公立学校支援ネットワークや関係機関等との連携を深め、確実な情報共有を図り、リスク等にも対応できる体制の構築に努めます。

(19) 私立幼稚園保護者に対する補助事業（担当課：保育課）

次世代

【事業の内容】

私立幼稚園、認定こども園または幼稚園類似施設に通園する3歳児から5歳児までの保護者に補助を行い、保護者の負担軽減を図る事業です。

【現状と今後の方向性】

令和元（2019）年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、「私立幼稚園就園奨励費補助金」は廃止になりましたが、「私立幼稚園等保護者負担軽減事業補助金」は、存続します。

引き続き、私立幼稚園等に通う園児の保護者の負担軽減に努めます。

5 放課後等の居場所づくりへの支援

(1) 放課後等デイサービス事業（担当課：障害福祉課）

次世代

【事業の内容】

就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休業日に生活能力の向上のための必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会を提供している事業です。

【現状と今後の方向性】

放課後等デイサービスの利用希望者に対し、事業所の紹介や支給決定等を行っています。

高まるニーズに対応するため、市内で実績のある法人等により事業所の整備を検討します。

(2) 無料学習塾の支援（担当課：子育て支援課）

次世代

【事業の内容】

市民センター等において、市民ボランティアが企画・運営している無料学習塾に対して、会場の確保及びチラシの配布などの支援を行っています。

【現状と今後の方向性】

教育委員会と学校の協力の下、チラシの配布を行いました。

子育て支援課におけるチラシの設置やポスターの掲示等、引き続き支援に努めます。

(3) 子ども食堂運営補助事業（1-4-(2)P66の再掲）

（担当課：子育て支援課）

貧困対策

(4) 児童館事業（担当課：青少年課）

次世代

【事業の内容】

子どもの心身を育成し、情操を豊かにすることを目的として、18歳未満のすべての子どもを対象に、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

小学生の利用が中心で、乳幼児親子・中高生の利用が少ないことが課題となっています。

乳幼児親子にとってより魅力的な事業とするため、地域における子育て支援の拠点として、行事や子育て支援体制の充実を図ります。

小学生については、引き続き多くの利用をしてもらえるよう、居場所としての良好な雰囲気醸成や、運営方法、行事内容の見直しの検討を進めます。

中高生については、利用の推進と、居場所としての良好な雰囲気醸成等に向け、中高生向け行事の実施や備品の整備等を検討します。

(5) ランドセル来館事業（担当課：青少年課）

次世代

【事業の内容】

共働き家庭等の小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を児童館、小学校の余裕教室等で提供している事業です。

【現状と今後の方向性】

学童保育所入所希望者の増加による入所待機児童への対応として、入所ができるまでの間、学校から直接児童館へ来館し、放課後を過ごせる事業を開始しました。その後、小学校の余裕教室等の活用も開始しました。

平成31（2019）年度からは、学童保育所の待機児童になっていない場合でも、利用申請が可能となりました。

学童保育所の待機児童の状況等を鑑み、事業のあり方について検討を行ってまいります。

(6) 放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）

（担当課：青少年課）

子・子

【事業の内容】

共働き家庭等の小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を学童保育所で提供している事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章（P121～P123）参照〉

(7) 子どもの学習・生活支援事業（担当課：生活福祉課）

次世代

【事業の内容】

生活保護受給及び生活困窮世帯の子どもを対象に、子どもへの学習支援、保護者を含む生活習慣・環境の改善に関する助言、進路選択に関する相談に対する情報提供、関係機関との連絡調整を業務委託で実施している事業です。

【現状と今後の方向性】

生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業を委託事業で行っています。また、専用の学習スペースを設け、子どもの学習環境の確保に努めています。関係機関から支援対象者の紹介を受けても、当該児童・生徒の保護者の意向により利用につながらないこともあるため、関係機関と連携し、利用促進に努めます。

(8) 放課後子ども教室推進事業（担当課：青少年課）

次世代

【事業の内容】

小学生が、放課後に安全で充実した生活を送ることができるよう、小学校の施設を活用し、地域のボランティアの皆様の協力を得て、勉強、スポーツ、文化活動、交流活動を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

小学校により、週1回～週5回の実施となっており、実施日や利用施設の拡充が課題となっています。

また、子どもを見守る地域のボランティアの固定化・高齢化が課題となっています。

事業のより一層の拡充を目指し、教育委員会、各小学校等の関係機関との調整や、地域のボランティアスタッフの確保及び資質の向上に努めます。

基本目標3 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化によって、保育ニーズが高まっています。

このような保育ニーズの高まりに対応していけるよう、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携・協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境をつくります。

1 子どもたちの安全の確保

(1) ミュージックチャイム（夕やけこやけ）事業（担当課：秘書広報課）

次世代

【事業の内容】

子どもたちが日没前に安全に帰宅できるよう、「夕やけこやけ」を1月～3月、10月～12月は午後4時30分から、4月～9月は午後5時30分から防災行政無線を活用して放送する事業です。

【現状と今後の方向性】

引き続き、事業を適切に実施します。

(2) 青色回転灯パトロールカー巡回事業（担当：防災安全課）

次世代

【事業の内容】

子どもたちの安全を確保するため、青色回転灯を装着したパトロールカーにより、小・中学校及び学童保育所等を中心とした防犯パトロールを実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

引き続き、事業を適切に実施します。

(3) 安全安心情報送信サービス（担当：防災安全課）

次世代

【事業の内容】

不審者出没情報などの子どもの安全に関する情報のほか、気象、地震など災害に関する情報を携帯電話やパソコンに電子メールで送信する事業です。

【現状と今後の方向性】

引き続き、事業を適切に実施します。

(4) 交通安全施設管理事業（担当課：土木課）

次世代

【事業の内容】

通学路における児童・生徒の登下校時等の安全を確保するために、関係課や警察と連携し、通学路標識をはじめとする交通安全施設の改善対策を実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

引き続き、事業を適切に実施します。

(5) 公園管理・狭山緑地管理・こども広場管理事業（担当課：環境課）

次世代

【事業の内容】

子どもの遊び場及び市民の憩いの場として、公園を整備する事業です。

【現状と今後の方向性】

子どもの安全な遊び場として、また市民の生活にうるおいや安らぎを与える憩いの場として、公園、狭山緑地、こども広場等を整備しています。

平成31（2019）年度は、老朽化した遊具等の補修や、花づくりを楽しめる公園の整備、また狭山緑地の遊歩道の整備等を行い、幅広い世代の安全な憩いの場となっています。

令和2（2020）年度以降も、引き続き整備に努めます。

(6) 通学路防犯カメラ設置・維持管理事業（担当課：教育総務課）
次世代

【事業の内容】

通学路における子どもの安全確保、犯罪抑止に寄与するため、防犯カメラを設置し、維持管理する事業です。

【現状と今後の方向性】

平成27（2015）・28（2016）年度に各小学校の通学路に5台計50台の防犯カメラを設置しています。適切な維持管理に努め、子どもの安全確保、犯罪の抑制に努めます。

(7) スクールガード事業（担当課：教育総務課）
次世代

【事業の内容】

交通安全に理解と熱意を持つ方を学校安全ボランティアとして依頼し、登下校時において、交通整理をしながら、児童・生徒の見守り活動を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

スクールガード（学校安全ボランティア）のボランティア活動に従事している方を対象に、講習会を開催し、情報交換・課題の共有を行うほか、スクールガード・リーダーによる小・中学校の巡回指導を実施しています。

地域における見守り活動の担い手を増やすため、教育委員会だより等様々な機会を通じて、募集を行っています。

(8) 青少年対策事業（あいさつ・見守り・パトロール）（担当課：青少年課）
次世代

【事業の内容】

防犯パトロールなど、青少年を非行や犯罪等から保護する活動を行っている、青少年対策地区委員会へ助成を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

青少年対策地区連絡協議会を開催するとともに、各青少年対策地区委員会事業への助成を継続し、活動の活性化につながるよう努めます。

2 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり

(1) 男女共同参画推進事業（担当課：地域振興課）

次世代

【事業の内容】

東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例に定められた東大和市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画について市民及び事業者の理解が深まるよう取り組む事業です。

【現状と今後の方向性】

計画期間が令和2（2020）年度までの第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）に基づき、関係各課において男女共同参画の推進に取り組んでいます。

令和3（2021）年度以降の計画となる第三次東大和市男女共同参画推進計画を策定し、計画に基づく事業の取り組みに努めます。

(2) 保育園事業（1-2-(1)P59の再掲）（担当課：保育課）

子・子

〈第5章（P116～P119）参照〉

(3) 延長保育事業（保育園・小規模保育・認証保育所）

（担当課：保育課）

子・子

〈第5章（P120）参照〉

【事業の内容】

通常の保育時間を超えて、保育を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

市内認可保育園15園、小規模保育5施設、認証保育所1施設で1時間の延長（認可保育園1園で2時間延長）を行っています。

保護者のニーズを踏まえ、拡充等を含めた方策を検討していきます。

(4) 休日・年末保育事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

保育施設が開園していない休日や年末に保育が必要な保護者のニーズに応じ、市内の全ての保育施設及び認証保育所に通園・通所している児童を対象に保育を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

平成27（2015）年度から私立の認可保育園1園で日曜日・祝日及び12月29日、30日に実施しています。1日の受入れ人数は、休日（日曜日・祝日）、年末（12月29日、30日）ともに20人ですが、保護者のニーズを踏まえ、拡充等を含めた方策を検討していきます。

(5) 認可外保育施設利用者に対する補助事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

認可保育園を待機になっている3歳未満の児童が、認可外保育施設を利用する場合にその費用の一部に補助を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

認可外保育施設を利用した場合に、保育料月額 $1/3$ （21,000円限度。第2子以降上乗せあり）の補助を行っています。

事業を継続し、補助金額や制度設計等について、実情に応じた検討を行っています。

(6) 認定こども園事業（1-2-(2)P59の再掲）（担当課：保育課）

子・子

〈第5章（P116～P119）参照〉

(7) 小規模保育事業 (1-2-(3)P59 の再掲) (担当課：保育課)

子・子

〈第5章 (P116~P119) 参照〉

(8) 家庭的保育事業 (1-2-(4)P59 の再掲) (担当課：保育課)

子・子

〈第5章 (P116~P119) 参照〉

(9) 事業所内保育事業 (1-2-(5)P60 の再掲) (担当課：保育課)

子・子

〈第5章 (P116~P119) 参照〉

(10) 病児・病後児保育事業 (お迎えサービス) (担当課：保育課)

子・子

〈第5章 (P128) 参照〉

【事業の内容】

保育園で保育中に児童が発熱等で保護者のお迎えが必要になった時に、保護者に代わり病児・病後児保育室の保育士がタクシーで保育園にお迎えに行き、保育室にて保護者のお迎えまで保育を行う事業 (お迎えサービス) です。

【現状と今後の方向性】

病児・病後児保育事業と同様に認知度が低いため、認知度を上げていくことが課題となっています。市報や市公式ホームページだけでなく、対象となる保護者に対し、保育園や学童クラブ等を通じて、周知を図り、認知度が上がるよう努めます。

(11) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

(1-2-(6)P60の再掲) (担当課：子育て支援課)

子・子

〈第5章 (P129) 参照〉

(12) 延長保育事業（学童保育所）（担当課：青少年課）

子・子

【事業の内容】

通常保育の後、午後7時まで1時間延長して保育する事業です。
市内の全学童保育所で実施しています。

【現状と今後の方向性】

平成28（2016）年度から開所時間を午後6時から午後7時までに延長しました。子どもたちにとって、居心地の良い居場所となるように、環境を整え、保護者の就労等のニーズに応える支援となるよう努めます。

(13) 一時預かり保育事業（幼稚園型）（担当課：保育課）

子・子

〈第5章（P126）参照〉

【事業の内容】

幼稚園の通常保育時間の前後や夏休み等の長期休業中に、保護者のニーズに合わせた保育を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

仕事や突発的な事情等により、一時的に家庭保育が困難となる場合に幼稚園で一時的に預かる事業で、平成27（2015）年度から開始しています。

市内の認定こども園2園で実施しており、保護者のニーズを踏まえた支援となるよう努めます。

(14) 幼稚園事業（1-2-(11)P62の再掲）（担当課：保育課）

子・子

〈第5章（P116～P119）参照〉

3 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 保育施設の整備事業（担当課：保育課）

子・子

〈5章（P116～P119）参照〉

【事業の内容】

保育施設の待機児童解消に向け、施設整備等により、保育の受入れ定員を確保する事業です。

【現状と今後の方向性】

平成26（2014）年度以降、待機児童解消に向け、認可保育園の新設1園、増築2園、建て替え2園、分園新設1園及び小規模保育の新設4施設、増築1施設の施設整備を民間事業者が実施しましたが、保育士不足が深刻化しており、施設整備に見合う定員までの受入れが困難な状況があります。

市内の保育ニーズを的確に把握しながら、保育園の施設整備の実施及び保育士等の確保に努め、適切な保育の受け皿の確保に努めていきます。

(2) 赤ちゃん・ふらっと整備事業（担当課：子育て支援課）

次世代

【事業の内容】

乳幼児とその保護者が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替え等ができる設備を、公共施設や民間施設内に設置する事業です。

【現状と今後の方向性】

公共施設16か所、民間施設5か所に設置されています。

新設施設及び既存施設への追加整備等を検討するとともに民間施設に対して、設置と登録依頼に努めます。

(3) 東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）

啓発推進事業

(2-4-(8)P75の再掲)（担当課：保育課）

次世代

4 健やかな成長を支える教育・保育環境の充実

(1) サポートルーム事業 (2-4-(16)P79 の再掲)

(担当課：教育指導課)

次世代



基本目標 4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります

次代を担う子どもや若者たちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。

すべての子どもや若者たちの最善の利益が守られ、健やかに学び成長でき、社会の一員として自立に向かっていける地域をつくります。

1 子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育の充実

(1) 受験生チャレンジ支援事業（担当課：福祉推進課）

次世代

【事業の内容】

高校・大学等の受験に備え、受験料及び学習塾等の受講料の貸付を行い、一定所得以下の世帯の子どもへの支援を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

東大和市社会福祉協議会に事業委託を行い、貸付制度を運用しています。

引き続き、東大和市社会福祉協議会と連絡調整し、適切に事業を運用します。

(2) 就学支援シート活用事業（2-3-(1)P72の再掲）

（担当課：教育指導課）

次世代

2 青少年の健全育成の推進

(1) 小・中学生対象人権啓発事業（担当課：秘書広報課）

次世代

【事業の内容】

人権の花運動や人権作文コンテスト、子どもからの人権メッセージ発表会への小・中学生の参加を促すことで、人権尊重思想の醸成を図ります。

【現状と今後の方向性】

東京法務局や人権擁護委員と連携して事業を実施しています。

引き続き、事業を適切に実施します。

(2) 中学生の「税についての作文」コンクール事業（担当課：課税課）

次世代

【事業の内容】

全国納税貯蓄組合連合会・国税庁が主催の中学生の「税についての作文」コンクール及び全国間税会総連合会が主催の「税の標語」を通じ、租税の意義や役割を正しく理解し、健全な納税者意識を養う事業です。

【現状と今後の方向性】

「税についての作文」、「税の標語」の市長賞受賞者に対して表彰式を実施しています。また、市長賞を含め、各賞を受賞した作品を市役所ロビーへ展示、市公式ホームページへ掲載しています。

今後も、事業を通じて租税の意義や役割を理解し、健全な納税者意識を養うことに努めます。

(3) 社会を明るくする運動（更生保護事業）（担当課：福祉推進課）

次世代

【事業の内容】

法務省の主唱で、更生保護について理解を深め、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動を実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

市内28団体からの委員で構成する推進委員会が、次の3つの活動を行っています。
①主要事業（中学生の意見発表と映画上映）②中学校区5か所でのミニ集会③東やまと産業まつりでの啓発活動。

上記①主要事業について、中学生の来場者を増やすため、周知方法の見直し等を図ります。

(4) 明るい選挙ポスターコンクール事業（担当課：選挙管理委員会事務局）
次世代

【事業の内容】

小・中学生を対象に、明るい選挙ポスターコンクール及び同ポスター展を実施し、政治参加の重要性や選挙の意義について啓発を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

小・中学生にとっては、学級委員の選出や生徒会役員の選出以外の場面では、選挙は「身近」とは言い難いのが現状です。

国政選挙・地方選挙ともに投票率が低下傾向にあり、また20代の投票率も低い状態が続いているため、若年層啓発の有効な手段として、本事業の継続に努めます。

(5) 東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）

啓発推進事業 (2-4-(8)P75の再掲)（担当課：保育課）
次世代

(6) 親と子の環境教室事業（施設見学会）（担当課：環境課）
次世代

【事業の内容】

小学生の親子を対象に環境教室（施設見学会）を実施し、環境問題に対する意識の啓発を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

空堀川流域4市（武蔵村山市・東大和市・東村山市・清瀬市）の合同事業として、毎年、夏休みに、小学生の親子を対象に環境教室（施設見学会）を実施しています。

平成31（2019）年度は、4市計84人（うち東大和市25人）の親子が参加して、深城ダム（山梨県大月市）と、桂川ウェルネスパーク（山梨県大月市）を見学し、環境について学びました。令和2（2020）年度以降も、水辺環境や環境関連施設の見学等をとおして、広く環境について学習し、関心と認識を高める事業の実施に努めます。

(7) 消費者保護対策事業（担当課：地域振興課）

次世代

【事業の内容】

消費生活に係る知識の向上と消費者被害の防止に努めることを目的に、青少年を含む市民への意識啓発を行うための事業です。

【現状と今後の方向性】

消費者見学会や講座の実施、またパネル展を通じ、若年層を含む消費者の知識啓発と消費者被害の防止に努めています。

成人年齢引き下げに伴う消費者被害の拡大防止に向け、若年層を含めた消費者教育の周知、啓発に努めます。

(8) 成人式事業（担当課：社会教育課）

次世代

【事業の内容】

新成人の門出を祝うとともに、それぞれの自主性を尊重し、また、大人としての自覚を促す機会となる場を提供するための事業です。

【現状と今後の方向性】

毎年、20歳の新成人を対象に成人式を実施しています。

民法の改正に伴い、成人年齢が20歳から18歳に引下げられますが、年齢引下げ後の成人式の運営方法等については、他市の状況等も踏まえて、検討していきます。

(9) 小・中学生の広島派遣事業（担当課：社会教育課）

次世代

【事業の内容】

平和学習及び広島派遣事業や平和市民のつどいを通じ、若い世代の平和意識の高揚を図るための事業です。

【現状と今後の方向性】

東大和市・東村山市の共同事業として、地元に残る戦争遺構を巡る平和学習、広島派遣事業、平和市民のつどい等を実施しています。

引き続き、次代を担う世代の子どもたちに、平和についての自らの考えを持ってもらえる取り組みを進めていきます。

(10) 青少年問題協議会事業（担当課：青少年課）

次世代

【事業の内容】

東大和市青少年健全育成方針策定等の協議をはじめ、青少年問題を総合的にとらえ、青少年の健全育成を図る事業です。

【現状と今後の方向性】

協議会を開催するとともに、青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）に横断幕の掲出、子ども・若者育成支援強調月間（11月）に啓発活動、東大和市善行青少年表彰の実施をしています。また、東大和市青少年健全育成方針の策定にあたり、専門委員会も開催しています。

会の活動内容の効率的・効果的な実施に向けて、検討します。

(11) 青少年対策事業（1-4-(3)P66の再掲）（担当課：青少年課）

次世代

(12) 公民館5館合同事業「夏休み☆みんなでつくる遊空間」

（担当課：中央公民館）

次世代

【事業の内容】

子どもを対象とした講座を開催し、子どもたちが様々な体験ができる機会をつくるための事業です。

【現状と今後の方向性】

子どもたちの居場所づくり、多世代の交流の場として賑わうこの空間を地域の大切なコミュニティの場として、継続実施に努めます。

3 生きづらさを抱える若者への支援

(1) 精神障害者地域生活支援センター（ウェルカム）事業

（担当課：障害福祉課）

子・若

【事業の内容】

精神障害者を対象として、基礎的事業と地域活動支援センターⅠ型の事業を実施するとともに、計画相談支援、地域相談支援を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

交流室の利用、電話・面接による相談、各プログラムの実施や計画相談を実施していますが、18歳未満の方の利用実績はありません。

対象者が18歳到達時、障害者総合支援法に移行する切れ目ない支援についての役割については、現在も行っていますが、児童福祉法の対象者に何ができるのかについては、検討していきます。

(2) (仮称) 子どもの未来応援ネットワーク会議運営事業（担当：子育て支援部）

（子どもの貧困対策計画・子ども若者計画に基づくネットワークのための連絡会議）

子・若

貧困対策

【事業の内容】

子どもや若者たちへの切れ目のない支援施策の推進を図るため、地域共生の視点で地域ネットワークを構築する事業です。

【現状と今後の方向性】

既存の生活困窮者自立支援調整会議等との連携を図り、子どもや若者たちへの支援のための地域ネットワーク形成に努めます。

(3) 生活困窮者自立相談支援事業（担当課：生活福祉課）

子・若 貧困対策

【事業の内容】

東大和市暮らし・しごと応援センターそえるを設置し、生活困窮者の就労、その他の自立に関する相談支援業務を業務委託により実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

生活困窮者に対する相談業務、就労支援業務、就労準備支援業務、家計改善支援業務を行っています。新規相談受付件数は、国の示す目安値を超える件数の対応を行っており、一定の成果を上げています。

必要な市民に支援が届くよう引続き、関係機関との連携強化に努めます。

(4) 就職情報室事業（担当課：産業振興課）

子・若

【事業の内容】

「東大和市就職情報室」において、雇用機会の確保に努めるとともに、就職面接会を開催するなどの支援を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

立川公共職業安定所と共同で市役所に「東大和市就職情報室」を設置し、求人情報の提供や就職相談を実施しています。また、平成29（2017）年度から立川公共職業安定所と共催で、「ミニ就職面接会」を開催しています。この「ミニ就職面接会」では、東大和市周辺の企業の人事担当者と直接面接することができます。これらの取組を引き続き行い、市民及び周辺住民の雇用機会の確保に努めます。

基本目標 5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

障害のある児童等、配慮が必要な子どもについては、子どもや保護者のニーズに応じ、子どもの特性に合わせた継続的で適切な支援が必要です。

児童虐待については、地域社会が一体となって児童虐待の未然防止・早期発見に取り組むことが必要です。

経済的困難を抱える等、貧困の状況にある子どもや保護者、子育て家庭の支援については、国が示す方向性等を踏まえながら、関係機関と連携して相談や負担軽減などの支援施策を行うことで、総合的な対応を図ります。

1 児童虐待防止対策の推進

(1) 児童虐待対応事業（子ども家庭支援センター運営事業）

（担当課：子育て支援課）

次世代

【事業の内容】

児童虐待の防止に向けた子どもと家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの提供・調整及び子どもと家庭を支援するネットワークの構築等により、児童虐待の未然防止、早期発見及び対応を行う事業です。

市民等から虐待の通告があった場合、原則48時間以内に児童の安否確認を行います。ケースに応じ、福祉、保健・医療、教育、警察等の関係機関と連携しながら支援します。

【現状と今後の方向性】

死亡事件等の報道による地域の関心の高まりや、児童相談所全国共通ダイヤル189の普及、児童の面前でのDV（ドメスティック・バイオレンス）が心理的虐待とされたことなどにより、子ども家庭支援センターにつながる新規の児童虐待相談件数は、年々増加しています。

今後も虐待対応件数の増加が予想されるため、東京都の実施する専門研修への参加や児童相談所での研修など、対応する職員の専門性の向上に努めます。

(2) 要保護児童対策地域協議会運営事業

(子ども家庭支援センター運営事業)

(担当課：子育て支援課)

子・子

【事業の内容】

地域における要保護児童等の早期発見及び適切な保護・支援を実施するため、児童福祉法に基づき東大和市要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターが調整機関となって、関係機関と連携して虐待対応を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章 (P135) 参照〉



2 子どもと子どもの育ちを支える者への支援（家庭的養護含む）

（1）（仮称）子どもの未来応援ネットワーク会議運営事業

（子どもの貧困対策計画・子ども若者計画に基づくネットワークのための連絡会議）

（4-3-(2)P98 の再掲）（担当：子育て支援部）

子・若 貧困対策

（2）子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

（1-2-(9)P61 の再掲）（担当課：子育て支援課）

子・子

〈第5章（P124）参照〉

（3）子ども食堂運営補助事業（1-4-(2)P66 の再掲）

（担当課：子育て支援課）

貧困対策

（4）母子・父子福祉資金貸付事業（担当課：子育て支援課）

貧困対策

【事業の内容】

ひとり親家庭が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金の貸付を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

都内に6か月以上居住しているひとり親家庭の母又は父等で20歳未満の児童を扶養している方に、生活資金、児童の就学資金、就学支度資金等の貸付を行っています。

今後も引き続き、本事業による貸付を行っていきます。

(5) 母子家庭等自立支援給付金支給事業（担当課：子育て支援課）
貧困対策

【事業の内容】

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図る事業です。

【現状と今後の方向性】

就労に結び付く資格取得のための講座や養成機関の学習課程を受講するひとり親家庭の親に対し、経費の一部や、修業と生活の両立を支援するための給付金を支給しています。引き続き、本事業による母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ります。

(6) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（担当課：子育て支援課）
貧困対策

【事業の内容】

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童に対し、高等学校卒業程度認定試験の合格を目的として受講した講座費用の一部及び合格時給付金を支給する事業です。

【現状と今後の方向性】

引き続き、事業を適切に実施します。

(7) 母子・父子自立支援プログラム策定事業（担当課：子育て支援課）
貧困対策

【事業の内容】

児童扶養手当受給者等に対し、経済的自立を支援するためのプログラムを策定し、各種就業支援事業を活用して経済的自立に対する支援を実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

経済的自立を希望する児童扶養手当受給者に対し、各種就業支援事業の活用等による、個別事情に応じた自立支援プログラムを策定し、継続的な就労支援等を行っています。また、児童扶養手当現況届の提出時期に合わせ、キャンペーンを実施し、制度の周知を図っています。引き続き、経済的自立の支援と事業の周知に努めます。

(8) 母子生活支援施設保護事業 (担当課：子育て支援課)

貧困対策

【事業の内容】

母が児童の養育が十分にできない場合に、母子ともに母子生活支援施設に入所させ、自立促進のための生活支援を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

近年、該当者はありませんが、引き続き、事業の継続に努めます。

(9) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 (担当課：子育て支援課)

貧困対策

【事業の内容】

20歳に満たない児童がいるひとり親家庭において、保護者の疾病、冠婚葬祭、技能習得のための通学や就業(※)などの理由により日常生活に支障が生じた場合、一時的にヘルパーを派遣する事業です。

※就業の事情等により支援を必要とする場合は、小学校低学年以下の児童がいるひとり親家庭が対象となります。

【現状と今後の方向性】

生活援助、育児等の支援を必要とするひとり親家庭に対し、ヘルパーの派遣を行っています。

引き続き、事業の継続に努めます。

(10) 助産実施事業 (担当課：子育て支援課)

貧困対策

【事業の内容】

保健上、入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦を、助産施設に入所させる事業です。

【現状と今後の方向性】

出産費用に困窮する妊産婦への費用の助成を行っています。

引き続き、事業の継続に努めます。

3 貧困のある状況にある子どもたちへの支援

(1) 受験生チャレンジ支援事業 (4-1-(1)P93 の再掲)

(担当課：福祉推進課)

貧困対策

(2) 実費徴収に係る補足給付事業 (担当課：保育課)

子・子 貧困対策

〈第5章 (P136) 参照〉

【事業の内容】

低所得世帯等の児童が新制度に移行していない幼稚園を利用する際に、保護者が園に支払うべき食材料費に係る費用の一部を助成する事業です。

【現状と今後の方向性】

令和元(2019)年10月から実施しています。

引き続き、事業の継続に努めます。

(3) 無料学習塾の支援 (2-5-(2)P81 の再掲)

(担当課：子育て支援課)

貧困対策

(4) 子ども食堂運営補助事業 (1-4-(2)P66 の再掲)

(担当課：子育て支援課)

貧困対策

(5) 子どもの学習・生活支援事業 (2-5-(7)P83 の再掲)

(担当課：生活福祉課)

貧困対策

(6) 被保護者自立促進事業（次世代育成支援）（担当課：生活福祉課）

貧困対策

【事業の内容】

生活保護世帯で、高等学校等への進学を目指す中学生及び大学等への進学を目指す高校生に対して、通塾代等の費用を支給上限額の範囲内で支給しています。

【現状と今後の方向性】

生活保護世帯の進学率を上げ、貧困の連鎖を防ぐために、引き続き事業の継続に努めます。

(7) 就学援助事業（担当課：教育総務課）

貧困対策

【事業の内容】

公立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者（東大和市在住）で、経済的理由により就学させることが困難な場合に教育費の一部を援助する事業です。

【現状と今後の方向性】

学用品費等（定額）、新入学学用品費（定額）、給食費、修学旅行費、移動教室費（宿泊を伴うもの）、通学費（該当者のみ）、卒業アルバム・記念文集費（上限 15,000 円）、等を支給しています。

引き続き、国の予算単価、生活保護基準に合わせ対応していきます。

4 障害のある子どもへの支援

(1) 児童発達支援事業 (2-2-(1)P68 の再掲) (担当課：障害福祉課)

次世代

(2) 放課後等デイサービス事業 (2-5-(1)P81 の再掲) (担当課：障害福祉課)

次世代

(3) 障害児相談支援事業 (担当課：障害福祉課)

次世代

【事業の内容】

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス等利用計画を作成する事業です。なお、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

【現状と今後の方向性】

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の利用希望者に対し、相談支援事業所を紹介し、サービス等利用計画の作成を促しています。

市内で新たに障害福祉サービス事業を実施整備する際に、あわせて相談支援事業を行っていただくなど、相談支援事業所及び相談支援専門員の充足に努めます。

(4) 発達障害者支援連絡会 (担当課：障害福祉課)

次世代

【事業の内容】

発達障害者支援連絡会を通して、庁内関係機関と情報連携を行い、相談支援の充実を図ります。

【現状と今後の方向性】

庁内の関係機関の担当者を構成員とした「発達障害者支援連絡会」を年2回開催し、当市における発達障害者の支援の課題について検討しています。

発達障害児・者について一貫して相談できる体制を整備することで、切れ目のない支援が行われるよう努めます。

(5) 心身障害児福祉手当支給事業（担当課：障害福祉課）

次世代

【事業の内容】

20歳未満の障害のある児童を養育している方に手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図る事業です。

【現状と今後の方向性】

身体障害者手帳1級～4級、愛の手帳1度～4度の児童を養育している方に手当を支給しています。

引き続き、福祉の増進を図るよう努めます。

(6) 乳幼児発達健康診査・乳幼児経過観察発達相談事業（障害の早期発見）

（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

各種の乳幼児健康診査や保健相談等の中で障害を早期に発見し、適切な支援を行います。

【現状と今後の方向性】

専門医による発達健診及び心理相談員による発達相談を行い、子どもの発達を確認し、必要に応じて専門医療機関などへの紹介を行っています。

引き続き、早期に専門医療機関などの受診による療育が必要な子どもと保護者への支援に努めます。

(7) 就学相談（担当課：教育指導課）

次世代

【事業の内容】

東大和市立小学校及び中学校の就学予定者並びに小・中学校に在籍する児童及び生徒のうち、就学相談の申込みをされた、心身に障害がある者その他の教育上の特別な支援が必要な者（要支援児童等）に対して適正な就学等の支援を行います。

【現状と今後の方向性】

就学相談の申込みがあった要支援児童等について、就学支援委員会（就学判定会議及び通級等利用判定会議）において就学に係る事項や特別支援教室などの利用について検討します。

就学相談の申込みが増加傾向にあるため、就学支援委員会の運営などについて、見直しを図ります。

(8) 巡回相談（担当課：教育指導課）

次世代

【事業の内容】

臨床心理士や特別支援教育士の資格をもった心理相談員が、小・中学校及び幼稚園・保育園を訪問し、特別な教育的ニーズを必要とする児童・生徒に対して行動観察を行うとともに、教員や保護者へ指導の内容及び方法について助言や相談を行います。

【現状と今後の方向性】

巡回相談員は、専門的見地から行動観察又は心理検査の結果を踏まえ、小・中学校又は関係機関等において特別支援教育に関する助言及び相談を行っています。また、就学支援委員会への参加や特別支援教育にかかる理解及び啓発の推進のための研修会等の講師なども務めています。また、平成28（2016）年度からは、要支援児童等の早期発見又は早期支援をより充実させるため、保育園・幼稚園等を巡回する相談員を配置しています。